

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行																												
<p>(支給取扱い)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>2 日額により定められている特殊勤務手当の額は、別段の定めがあるものを除き、支給対象業務に従事した時間(休憩時間及び休息時間を除く。以下同じ。)に応じて、支給対象業務に対する手当の額に、次の表の区分による支給割合を乗じて得た額とする。ただし、芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和28年芦屋市条例第26号。以下「勤務条件条例」という。)第2条第6項に規定する勤務を割り振られた土曜日における半日勤務又はこれに準ずる勤務の場合の同表の適用については、同表左欄中「4時間」を「3時間」とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1日における従事した時間</th> <th style="text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間以上</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td> <td style="text-align: center;">100分の50</td> </tr> <tr> <td>2時間未満</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 (省略)</p> <p>5 <u>第2項の規定にかかわらず、別表防疫手当の項に規定する業務に従事した場合の手当の額は、同項に規定する手当の額とする。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">支給される職員の範囲</th> <th style="text-align: center;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	1日における従事した時間	支給割合	4時間以上	100分の100	2時間以上4時間未満	100分の50	2時間未満	0	種類	支給される職員の範囲	支給額				<p>(支給取扱い)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>2 日額により定められている特殊勤務手当の額は、別段の定めがあるものを除き、支給対象業務に従事した時間(休憩時間及び休息時間を除く。以下同じ。)に応じて、支給対象業務に対する手当の額に、次の表の区分による支給割合を乗じて得た額とする。ただし、芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和28年芦屋市条例第26号。以下「勤務条件条例」という。)第2条第6項に規定する勤務を割り振られた土曜日における半日勤務又はこれに準ずる勤務の場合の同表の適用については、同表左欄中「4時間」を「3時間」とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1日における従事した時間</th> <th style="text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間以上</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td> <td style="text-align: center;">100分の50</td> </tr> <tr> <td>2時間未満</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 (省略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">支給される職員の範囲</th> <th style="text-align: center;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	1日における従事した時間	支給割合	4時間以上	100分の100	2時間以上4時間未満	100分の50	2時間未満	0	種類	支給される職員の範囲	支給額			
1日における従事した時間	支給割合																												
4時間以上	100分の100																												
2時間以上4時間未満	100分の50																												
2時間未満	0																												
種類	支給される職員の範囲	支給額																											
1日における従事した時間	支給割合																												
4時間以上	100分の100																												
2時間以上4時間未満	100分の50																												
2時間未満	0																												
種類	支給される職員の範囲	支給額																											

改正案			現行		
防疫手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項に規定する1類感染症, 同条第3項に規定する2類感染症, 同条第4項に規定する3類感染症, 同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症, 同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症(以下これらを「感染症」という。)が発生し, 又は発生するおそれのある場合において, 感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理業務に従事した職員	1日につき300円	防疫手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理業務に従事した職員	(1) コレラ若しくはペストに係る患者の救護又は物件の処理業務に従事した場合 1回につき1,200円 (救護及び物件の処理業務を併せて行った場合は, それぞれ1回とする。次号において同じ。) (2) 赤痢(疫痢を含む。), 腸チフス, パラチフス, 痘そう, 発しんチフス, しょう紅熱, ジフテリア, 流行性脳せき髄膜炎若しくは日本脳炎に係る患者の救護又は物件の処理業務に従事した場合 1回につき500円
(省略)			(省略)		